

部会報告に向けての公益委員案骨子

I. 法案を提出するに当たっての当部会としての考え方

派遣労働者をめぐる雇用環境等の変化を踏まえた厚生労働大臣からの諮問を受け、当部会においては、政府として諮問内容が緊急課題であり、次期通常国会に労働者派遣法改正法案を提出することが必要であるという事情も踏まえつつ、限られた時間の中で計〇回にわたり精力的な審議を行ってきた。

その結果、当部会としては、昨年11月に第170回臨時国会に提出した法案（以下「20年法案」という。）の内容に、下記の各事項に示した内容を追加・変更した内容の法案とすることが適当であるとする。

1 登録型派遣の原則禁止

- (1) 常用雇用以外の労働者派遣を禁止する。
- (2) 禁止の例外として、以下のものを設定する。
 - ① 専門26業務
 - ② 産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣
 - ③ 高齢者派遣
 - ④ 紹介予定派遣

2 製造業務派遣の原則禁止

- (1) 製造業務への労働者派遣を禁止する。
- (2) 禁止の例外として、以下のものを設定する。
 - 常用雇用の労働者派遣

3 日雇派遣の原則禁止

- (1) 日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者について、労働者派遣を行ってはならないこととする。
- (2) 20年法案のとおり禁止の例外を設ける。
- (3) 雇用期間のみなし規定（2か月＋1日）は設けない。

4 均衡待遇

- 派遣元は、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮するものとする旨の規定を設ける。

5 マージン率の情報公開

- 20年法案にあるマージン等の情報公開に加え、派遣元は、派遣労働者の雇入れ、派遣開始及び派遣料金改定の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示しなければならないこととする。

6 違法派遣の場合における直接雇用の促進

- (1) 以下の違法派遣の場合に、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設ける。
 - ① 禁止業務への派遣受入れ
 - ② 無許可・無届の派遣元からの派遣受入れ
 - ③ 期間制限を超えての派遣受入れ
 - ④ いわゆる偽装請負の場合
 - ⑤ 常時雇用する労働者でない者を派遣労働者として受入れ
- (2) (1)によりみなされた労働契約の申込みを派遣労働者が受諾したにもかかわらず、当該派遣労働者を就労させない派遣先に対する行政の勧告制度を設ける。

7 法律の名称・目的の変更

- 法律の名称及び目的において「派遣労働者の保護」を明記する。

8 施行期日

- 施行期日については、公布の日から6か月以内の政令で定める日とする。ただし、1・2については、公布の日から3年以内の政令で定める日とする。

II. その他の検討項目について

上記 I に掲げた事項以外については、今回の法案では措置せず、引き続き検討することが適当である。

また、上記 I についても、改正法案の施行後一定期間経過後に施行の状況を見ながら検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととすべきである。